令和７年度久留米市各会計歳入歳出決算等審査意見書

（公営企業会計を除く）

第１　審査の種類

久留米市監査基準第４条第１項第１１号及び第１２号の規定に基づく審査

第２　審査の対象

令和７年度　久留米市一般会計歳入歳出決算
令和７年度　久留米市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
令和７年度　久留米市競輪事業特別会計歳入歳出決算
令和７年度　久留米市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
令和７年度　久留米市市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算
令和７年度　久留米市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
令和７年度　久留米市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
令和７年度　久留米市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算
令和７年度　久留米市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
令和７年度　久留米市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
令和７年度　久留米市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算
令和７年度　上記各会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書
令和７年度　久留米市土地開発基金及び久留米市高額療養費支払資金貸付基金の運用状況

第３　審査の着眼点・主な実施内容

審査に当たっては、会計管理者所管の会計諸帳簿、関係証拠書類及び各部局等から提出された関係書類に基づき、決算係数の照合、確認及び内容の検討を行うとともに関係職員から補足説明を聴取し、次のような事項等について審査した。

①市長から提出された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令に準拠した様式によって調製されているか。
②決算の計数は、正確であるか。
③予算執行は、適正かつ効率的・合理的になされているか。
④各運用基金は、設置目的に沿って効率的・合理的に運用されているか。

第４　審査の実施場所及び日程

監査委員室、監査委員事務局執務室・会議室

令和８年７月２１日から令和８年９月１日まで

第５　監査委員の除斥

監査委員 山口 文刀 は、地方自治法第１９９条の２の規定により、第１０款６項のうち１目、２目及び５目から７目（社会教育総務費、生涯学習センター費、田主丸複合文化施設費、城島総合文化センター費及び城島ふれあいセンター費）に係る決算審査については除斥とした。

第６　審査の結果

当審査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金運用状況報告書は、法令に規定する様式に準拠し、関係帳簿との計数の符合についても、おおむね適正に作成されていたが、事務処理の誤りがあり、決算書及び附属書類の記載事項に修正を求めたものがある。このうちの一部の誤りについては、令和８年度での対応とされている。

事務処理の誤りは、使用料や貸付料の算定を誤っているものや、公有財産の引継ぎや異動報告漏れにより公有財産の数値を誤っているものなどがあった。

歳入歳出予算の執行状況については、その予算の目的に従い、おおむね適正に執行されていると認められた。

決算の概要については、「２決算の総括」以下、各項目に述べるとおりである。また、これに基づく意見・講評については、「７審査結果の意見・講評」において述べている。なお、歳入歳出決算の審査資料を添付しているので、参照されたい。